

注記（全体会計）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳の整備の手引き（平成27年1月総務省）に定める評価基準および評価方法にて計上しています。ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。

なお、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

（2）有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

②市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

（3）有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用しています。

②無形固定資産（ソフトウェア等）

定額法を採用しています。

（4）棚卸資産の評価基準および評価方法

水道事業会計については移動平均法による原価法を採用しています。

モーターボート競走事業会計については先入先出法による原価法を採用しています。

（5）引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権および貸付金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込み額を計上しています。ただし、水道事業会計については実績率による徴収見込み額を計上しています。

②退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

なお、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計の各特別会計分については、一般会計で一括計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当および勤勉手当ならびにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引（所有権移転）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②ファイナンス・リース取引（①以外）

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金および要求払現金）および現金同等物（出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含む。）を、資金の範囲としています。

(8) その他の財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、物品の取扱に準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、個別の事業内容により区分しています。

③新型コロナウイルス感染症対策に係る事業

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業については、臨時的な収入・財源、支出・費用として扱い、その他事業と区別しています。

臨時的な収入・財源 6,565,943千円

臨時的な支出・費用 6,662,527千円

(9) 消費税等の会計処理

水道事業会計、下水道事業会計、モーターボート競走事業会計を除いて、税込方式としています。

(10) 財務書類の表示金額単位

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2 重要な会計方針の変更

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

1件 63,270千円（令和2年度末における訴訟金額）

(2) その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

一般会計	国民健康保険事業特別会計
後期高齢者医療特別会計	介護保険事業特別会計
水道事業会計	下水道事業会計※
モーターボート競走事業会計	

住宅新築資金等貸付事業特別会計については、令和元年度末時点で公債費の償還を終えたことから会計を閉鎖しました。

令和元年度決算まで全体財務書類の対象外としていた公共下水道事業特別会計については、地方公営企業法の財務規定等の適用が完了し、令和2年度決算より下水道事業会計として全体財務書類の対象範囲として扱います。

※下水道事業会計の追加に伴い、本来一致する前年度期末残高と今年度期首残高に以下のとおり差額が生じております。

(単位：千円)

科目	全体会計		下水道事業会計
	追加前	追加後	差額（追加分）
前年度末純資産残高	1 2 5, 0 4 3, 6 6 5	1 2 7, 0 3 0, 4 8 5	1, 9 8 6, 8 2 0
前年度末資金残高	1 4, 1 9 5, 3 0 7	1 4, 2 2 9, 1 8 5	3 3, 8 7 8

(2) 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計については、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、企業会計については出納整理期間がなく、3月末日で一般会計等に対する未収金・未払い金等が計上されているため、出納整理期間中の取引については、これらを現金決済したものととして下表のとおり修正しています。

(単位：千円)

会計名	借方科目		貸方科目	
	現金預金	未払金	未収金	現金預金
水道事業		1, 8 4 1		1, 8 4 1
モーターボート競走事業		3, 3 4 6	1, 1 9 8	2, 1 4 8

(3) 純資産変動計算書に係る事項

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産額合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた額を計上しています。